

伊佐市第2回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成26年5月20日(火) 午前8時50分から10時30分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (20人)

会 長 21番

会長職務代理者 20番

委 員 1番 2番 3番 4番

5番 6番 8番 9番

10番 11番 12番 13番

14番 15番 16番 17番

18番 19番

4. 欠席委員 (1人)

欠 席 者 7番

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 (5番、6番)

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地振興係長 農地振興係書記

開始時間 午前8時 50分

事務局長 おはようございます。只今より、平成26年度第2回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆さんおはようございます。
本日は、7番委員から体調が悪い為欠席届が出されております。
本日の出席人員は20人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

現在規制改革会議が農業委員の選任について問題があると意見が出され、これを改正したいと出された。

私たち農業委員会も緊急集会が東京であり、国会議員に要望をしてきた訳ですが、規制改革会議で問題になって入るのは、真面目に農業委員会が仕事をしている所が批判されていると言うような事がありました。

転用関係で厳しくやっている所は自由に出来ない、もう少し緩やかにしてくれと言う事で意見も出ていると話して居られました。

中間管理機構が今年度から活動を始まるわけですけど、中間管理機構に対して農地を貸付けた地域に対して地域集積協力金がありますので農業委員会がそのお手伝いをする事になります。

本日の議事録署名委員を、指名いたします。

5番委員と6番委員に、お願いをいたします。

ただいまより総会を始めます。

諸般報告

議長 事務局より、諸般の報告について報告を求めます。
農地法第18条第6項の規定よる通知につきまして報告をお願いします。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。
資料の1～6ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が14件、農地法第3条の解約が2件ありましたので、ご報告いたします。

議長 報告第1号が終わりました、委員の皆さん質問はありませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長	なしということですので、次に報告第2号をお願いします。
事 務 局	<p>報告第2号 農地利用目的変更届について事務局で去る5月9日に現地調査を行いましたのでご報告いたします。</p> <p>整理番号1番の申請者は、伊佐市大口曾木、自治会荻原に居住されておりますHMさん71歳であります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口大田字野尻で、地目は田、地積は945㎡であります。</p> <p>場所は大田の飲食店SRの北側に隣接しています。</p> <p>当該農地は周囲が宅地等のため日照条件も悪く、水路との高低差があり水がかからなく通作距離もあるため田としての管理が難しいとの事でした。</p> <p>今回、畜産農家との契約により盛土をして飼料畑として管理したいとのことでした。</p> <p>このことから今後田としての管理は難しく遊休農地対策及び農地の有効利用としても許可相当であると思われまます。</p> <p>以上のような理由により、本届出は適切であると思われまますことを報告いたします。</p>
議 長	<p>報告第2号が終わりました、委員の皆さん質問はありますか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	なしということですので、次に報告第3号をお願いします。
事 務 局	<p>報告第3号 農業生産施設届けについて報告させていただきます。</p> <p>整理番号1番につきまして去る5月9日事務局で現地調査を行いましたのでご報告いたします。</p> <p>申請者は、伊佐市菱刈川北、自治会築地下に居住されておりますKTさん33歳であります。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈川北字立添の田で、地積は715㎡内、農業用機械倉庫面積120㎡であり、農地法施行規則第32条第1号、農地の転用の制限の例外に基づく農業用施設の届け出であります。</p> <p>Kさんは、水田94,601㎡、畑16,964㎡、計111,565㎡、生産牛を48頭、乳用牛14頭を飼育しております。</p> <p>今回、農業用機械増台のため既設倉庫が手狭になり当該農地に農機具倉庫1棟を建築しようとするものです。</p> <p>今回申請は面積が200㎡以下ですが、今後200㎡を超える増築を伴う場合は事前に転用許可申請するように指導及び本人確認はしてあり</p>

ます。
調査の結果、適切な届出であると思われまことをご報告いたしま
す。

議 長 報告が終了しました。
委員の皆さん質問はありませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議 長 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定
について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第1号、経営基盤強化促進法農地利用集積計画に係る意見決定の
うち所有権移転分について説明いたします。

7ページをお開きください。

整理番号1番から9番につきまして、あっせんによる所有権移転で
す。

整理番号1番につきまして、譲渡人は、始良市加治木町諏訪町にお住
まいのNS氏です。

譲受人は、伊佐市菱刈川北にお住まいのNH氏で、年齢は35歳、自
治会は築地下で、経営面積は145,247㎡です。

土地の所在地は、菱刈川北字竹下、地目は畑で、面積は256㎡です。

整理番号2番につきまして、譲渡人は、埼玉県白岡市実ヶ谷にお住ま
いのKZ氏です。

譲受人は、伊佐市菱刈南浦にお住まいのKK氏で、年齢は38歳、自
治会は岩坪で、経営面積は118,298㎡です。

土地の所在地は、菱刈南浦字年ノ宮、地目は田で、面積は749㎡で
す。

整理番号3番につきまして、譲渡人は、伊佐市菱刈下手にお住まいの
TT氏です。

譲受人は、伊佐市菱刈下手にお住まいのDT氏で、年齢は67歳、自
治会は下手仲間で、経営面積は64,588㎡です。

土地の所在地は、菱刈下手字新土手外4筆の地目は田で、面積計は6,021㎡と、同じく字新土手外1筆の地目は畑で、面積計は3,018㎡の、合計面積は9,039㎡です。

整理番号4番につきまして、譲渡人は、伊佐市菱刈下手にお住まいのTT氏です。

譲受人は、伊佐市菱刈下手にお住まいのKT氏で、年齢は77歳、自治会は下手仲間で、経営面積は30,646㎡です。

土地の所在地は、菱刈下手字新土手、地目は畑で、面積は621㎡です。

整理番号5番につきまして、譲渡人は、伊佐市大口金波田にお住まいのIF氏です。

譲受人は、伊佐市大口金波田にお住まいのTM氏で、年齢は71歳、自治会は金波田上で、経営面積は98,424㎡です。

土地の所在地は、大口金波田字土井ノ下、同じく字中牟田、いずれも地目は田で、面積は685㎡、3,624㎡の合計4,309㎡です。

整理番号6番につきまして、譲渡人は、福岡県粕屋郡久山町大字猪野にお住まいのIH氏です。

譲受人は、伊佐市大口金波田にお住まいのTM氏で、年齢は71歳、自治会は金波田上で、経営面積は98,424㎡です。

土地の所在地は、大口金波田字極楽、地目は田、面積は2,851㎡です。

整理番号7番につきまして、譲渡人は、伊佐市大口田代にお住まいのHM氏です。

譲受人は、伊佐市大口宮人にお住まいのIK氏で、年齢は63歳、自治会は宮人で、経営面積は77,871.27㎡です。

土地の所在地は、大口田代字八久保、地目は畑、面積は571㎡です。

整理番号8番につきまして、譲渡人は、鹿児島市伊敷台1丁目にお住まいのHT氏です。

譲受人は、伊佐市大口宮人にお住まいのIK氏で、年齢は63歳、自治会は宮人で、経営面積は77,871.27㎡です。

土地の所在地は、大口田代字八久保、地目は畑、面積は1,962㎡です。

整理番号9番につきまして、譲渡人は、伊佐市大口大田にお住まいのNK氏です。

譲受人は、伊佐市大口鳥巢にお住まいのSK氏で、年齢は25歳、自治会は園田で、経営面積は51,331.82㎡です。

土地の所在地は、大口大田字稲荷ノ後外3筆、地目はいずれも畑で、合計面積は5,460㎡です。

あっせん委員といたしまして、整理番号1番を、1番委員、14番委員に整理番号2番を、15番委員、12番委員に、整理番号3・4番を、3番委員、12番委員に整理番号5・6番を、16番委員、11番委員に整理番号7・8番を、5番委員、21番委員に、整理番号9番を、20番委員、3番委員をお願いいたしました。

続きまして、利用権設定につきましてご説明いたします。

32-1ページの総括表をお開きください。

期間は3年から10年で、面積は、田193,798㎡、畑39,337㎡の合計233,135㎡です。

利用権を設定する者の数61人、設定を受ける者の数44人です。

土地の明細につきましては、10ページから32ページの整理番号1番から72番の通りです。

皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

只今事務局の報告が終わりました。

委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということですので、お諮りいたします。

議案第1号の事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見については、決定いたしました。

議案第2号

議 長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。

議 長

整理番号1番について、担当委員の調査報告を求めます。
11番委員。

11番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番について、去る5月15日 譲受人の父親KHさん立会のもと、現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。

申請人、譲受人のKMさんは、いちき串木野市大里に居住され会社員であります。

7月に帰省され農業に従事される計画であります。

渡し人BTさんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は72歳で、自治会は大島南であります。

申請地は、伊佐市大口曾木字西ノ田、地目は田、地籍は218㎡1と、他1筆で面積合計は335㎡を、所有権移転売買により経営規模拡大を図られます。

受人の経営面積は5,296㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は夫婦2名と父親の3名です。

今までは父親といちき串木野市から帰って来て耕作していましたが、7月からは帰省しておじさんの手伝いをしながら自営農業をするとの事であります。

場所は自宅の隣接地であり、現況は良く管理された水田で、経営意欲もあり、農機具等も父親が完備されておりますのでこれを利用するとの事であります。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、住民票、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終ります。

議 長

11番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということですので、お諮りします。
整理番号1番について、11番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。
(全員挙手)

議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>10番委員。</p>
10番委員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号2番について報告いたします。</p> <p>去る5月14日に現地調査を行いました。</p> <p>譲受人、伊佐市菱刈下手に居住のSHさん、自治会は下手浜場で、年齢は65歳であります。</p> <p>譲渡人、伊佐市菱刈前目に居住のKSさん、自治会は本町で、年齢は84歳であります。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈前目字ウツキ田で、地目は田、地籍は536㎡であります。</p> <p>受人の経営面積は9,313㎡で、取得可能面積であります。</p> <p>農業従事者は2名で、所有権移転売買であります。</p> <p>申請地は、NT病院から下手川の方に200m位行った所で、現況は良く管理された水田で、受人は、経営規模拡大で経営意欲もあり、農機具等は全て完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして報告を終ります。</p>
議	長	<p>10番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号2番について、10番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。</p>

16番委員。

16番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号3番について、去る14日TYさんの立会のもと、調査いたしましたので、16番が報告いたします。

譲受人TYさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、自治会は駅前、年齢は77歳です。

渡人、OMさんは、始良市加治木町反土に居住されております。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字辻、地目は田、地籍は838㎡で、所有権移転売買となっております。

受人の経営面積は7,746㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は3名で、通作距離は自宅より約3キロで、良く管理された水田であります。

経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。

議長

16番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということですので、お諮りします。

整理番号3番について、16番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。

よって整理番号3番は、許可が決定しました。

議長

整理番号4番について、担当委員の調査報告を求めます。

14番委員。

14番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番について、去る5月18日に、申請人KTさん立会のもと、現地調査いたしましたので、14番が報告いたします。

申請人、譲渡人、KTさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は

山田で、年齢は76歳です。

譲受人、KTさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は山田で、年齢は54歳です。

受人の経営面積は、9,911㎡で、取得可能面積であり農業従事者は2名で、親からの所有権移転贈与です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字千代ヶ迫、他9筆で、地目は田、合計面積は8,235㎡と、前目字池田、地目は畑、面積は1,676㎡の合計面積9,911㎡です。

所在地は住友金山より南へ500mの所に位置しています。

現況は良く管理された水田、畑で、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終りまます。

議 長

14番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということございまますので、お諮りしまます。

整理番号4番について、14番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号4番は、許可が決定しまました。

議 長

整理番号5番について、担当委員の調査報告を求めまます。

19番委員。

19番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号5番について、去る5月17日現地調査を行いましたので、19番が報告いたしまます。

申請人、KYさんは、伊佐市大口針持に居住され、自治会は田原で、年齢は71歳であります。

渡人のKKさんは、伊佐市大口針持に居住され、自治会は田原で、年

齢は88歳であります。

二人の関係は兄弟で姉と弟であります。

申請地は、伊佐市大口針持字作道と、柳ケ丸の3筆で、地目は田、地籍は計4,651㎡であります。

他に、伊佐市大口針持字渡瀬口、地目は畑、地籍は計159㎡で、所有権移転贈与です。

受人の経営面積は7,234㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、通作距離は、自宅より1キロ位で、現況は良く管理された水田で、また畑は自宅横で菜園と使用しています。

経営意欲もあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終りまます。

議 長

19番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございませすので、お諮りしませす。

整理番号5番について、19番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めませす。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号5番は、許可が決定しませす。

議 長

整理番号6番について、担当委員の調査報告を求めませす。

3番委員。

3 番 委 員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号6番について、去る5月11日に申請人HSさん代理人行政書士のTR氏、立会のもと、現地調査を行いましたので、3番が報告いたしませす。

申請人HSさんは、伊佐市大口元町に居住され、自治会は上元町で、年齢は66歳であります。

譲渡人FKさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は61歳で、自

治会は西原であります。

申請地は、伊佐市大口青木字西原、地目は畑で、面積は148㎡で贈与であります、

受人の経営面積は5,441㎡で取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、申請者の実家の庭先であり、小菜園的な場所があります。

経営意欲はあり、農機具等は所有されております。

申請地の場所は、西原神社の東側100m位に位置しています。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、委任状、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして報告を終ります。

議 長

3番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございませますので、お諮りしませます。

整理番号6番について、3番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めませます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号6番は、許可が決定しませました。

議 長

整理番号7番について、担当委員の調査報告を求めませます。

4番委員。

4 番 委 員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号7番について、去る5月19日に、現地調査いたしませましたので、4番が報告いたしませます。

申請人、TYさんは、伊佐市大口田代に居住され、自治会は田代で、年齢は81歳です。

渡人THさんは、伊佐市大口田代に居住され、自治会は田代で、年齢は77歳です。

申請地は、伊佐市大口田代字口ノ木場、他7筆で、地目は田、地籍は合計7,071㎡であります。

受人の経営面積は、33,714㎡で、取得可能面積であります。

経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、委任状、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終りまます。

議 長

4番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということございまますので、お諮りしまます。

整理番号7番について、4番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号7番は、許可が決定しまました。

議 長

整理番号8番について、担当委員の調査報告を求めまます。

1番委員。

1 番 委 員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号8番を、去る5月13日に現地調査をいたしまましたので、1番が報告いたしまます。

立会人は、行政書士のTR氏とYAさんでした。

譲渡人は、伊佐市菱刈徳辺、YAさん、自治会は楠本です。

受人は、伊佐市菱刈徳辺、YMさん、自治会は楠本です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字楠本で、他4筆、地目は田、合計面積7,684㎡と菱刈徳辺字宮之前で、他2筆、地目は畑、合計面積1,592㎡で、合計面積9,276㎡であります。

法律関係は親から息子への所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は5,627㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、申請地の位置は、国道268号線の徳辺信号を徳辺、楠本方面に1キロ位の点在しており、現況は良く管理された水田及び畑です。

経営意欲はあり、農機具等は完備されております。
以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。
以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひし
ます。

議 長

1番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
〔質疑なし〕という声、多数あり。〕

議 長

なしということございませので、お諮りしませ。
整理番号8番について、1番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めませ。
〔全員挙手〕

議 長

全員挙手。
よって整理番号1番は、許可が決定しませ。

議 長

整理番号9番について、担当委員の調査報告を求めませ。
20番委員。

20番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号9番について、去る17日にTTさん立会のもと現地調査を行いましたので、20番が報告いたしませ。

申請人TTさんは、伊佐市大口大島に居住され、自治会は大島南で、年齢は62歳であります。

渡人TYさんは、伊佐市大口鳥巢に居住され、自治会は西水流で、年齢58歳であります。

申請地は、大口宮人字井手上、地目は田、地籍は535㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は77,655㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名であります。

通作距離も自宅より2～3キロ位の所で、現況は何も作付されていません。

経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。

添付書類として、全部事項証明書、委任状、字図等が添付されております。

以上で報告を終りますが、委員の皆様方のご審議方よろしく申し上げます。

議 長 20番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りします。
20番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号10番について、担当委員の調査報告を求めます。
12番委員。

12番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号10番について、去る5月15日に現地調査を行いましたので12番が報告いたします。

申請人NMさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は前目上、年齢は76歳です。

渡人STさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は前目宇都、年齢は86歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字沖田、地目は田、地籍は209㎡で、所有権移転売買であります。

受け人の経営面積は13,597㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は3名で、通作距離は、自宅より100m位置し、現況は良く管理された水田であります。

経営意欲もあり、農機具等は全て完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終ります。

議 長

12番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。
整理番号10番について、12番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号10番は、許可が決定しました。

議 長

整理番号11番について、担当委員の調査報告を求めます。
5番委員。

5 番 委 員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号11番について、去る5月15日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。

譲渡人KSさんは、東京都小平市学園東町1丁目に居住され、年齢は87歳であります。

譲受人KOさんは、大口田代に居住され、自治会は崎山で、年齢は54歳であります。

申請地は、伊佐市大口田代字崎山前田、地目は田、地籍は536㎡で、所有権移転は贈与であります。

申請地の所在地は、崎山自治会前の田んぼで、良く管理された水田であり通作距離は5分位であります。

受人の経営面積は6,860㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、経営意欲もあり、農機具等も完備されておりました。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして私の報告を終ります。

議 長

5番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号11番について、5番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号11番は、許可が決定しました。

議長 整理番号12番について、担当委員の調査報告を求めます。
5番委員。

5番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号12番について、去る5月15日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。

譲渡人KSさんは、東京都小平市学園東町1丁目に居住され、年齢は87歳であります。

譲受人KAさんは、出水市西出水町に居住され、年齢は60歳であります。

受人KAさんは、渡人KSさんの甥にあたります。

申請地は、伊佐市大口田代字高林、地目は畑、地籍は1,096㎡で、所有権移転は贈与であります。

申請地の所在地は、羽月西小学校前の道路を曾木の滝方向に150m行った右側の道路沿いの畑で良く管理された畑です。

受人の経営面積は6,860㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は3名で、通作距離は30分位であります、経営意欲もあり、農機具等も完備されておりました。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終ります。

議長 5番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	なしということでございますので、お諮りします。 整理番号12番について、5番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号12番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号13番について、担当委員の調査報告を求めます。 9番委員。
9番委員		議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号13番について、去る5月15日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。 申請人HMさんは、伊佐市大口小木原に居住され、自治会は小木原東で、年齢は64歳であります。 渡人HFさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、自治会は鉾業所で、年齢は76歳であります。 申請地は、伊佐市大口小木原字熊ヶ迫で、地目は畑、地籍は272㎡で、所有権移転売買であります。 受人の経営面積は501㎡とありますが、議案第1号の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定で5,796㎡を利用権設定されましたので、取得可能と思われます。 経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 自宅の隣の畑で、良く管理されておりました。 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。
議	長	9番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 9番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号13番は、許可が決定しました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、申請件数13件について、13件の許可が決定しました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
14番委員。

14番委員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号1番について、去る5月15日に、申請人HFさん立会のもと、12番委員・13番委員・私14番委員の3名で共同調査をいたしましたので、私14番委員が報告いたします。

申請人HFさんは、伊佐市菱刈川北に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈川南字小廣田、地目は畑ですが、現状は山林になっており面積576㎡であります。

除外目的は、農振除外後非農地証明を申請予定です。

除外変更による周囲の農地並びに担い手の利用集積にも影響は無いものと思われまます。

申請地の所在地は湯ノ尾小学校から東へ約1キロの位置し川内川沿いに位置しています。

周囲の状況は、南側は道路、北側も道路、東側は雑種地、西側は畑であります。

添付書類として、事業計画書、変更申請書、字図、全部事項証明書、その他必要書類がすべてそろっています。

当申請は、3名で協議した結果、除外にかかわる要件をすべて満たしていると判断いたし、除外はやむをえないと思いましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして報告を終わります。

議長 14番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
14番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の
挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除
外・編入申出の意見決定について、申請件数1件について、意見の決
定1件が決定しました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並
びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、担当委員の
報告を求めます。

13番委員。

13番委員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並
びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について去る5月15
日に、立会人KYさん12番委員、13番委員、14番委員で調査を行
いましたので、13番が報告いたします。

申請人KKさんは、伊佐市大口針持に居住され、自治会は田原で、年
齢は88歳であります。

申請地は、伊佐市大口針持字渡瀬口、地目は畑、面積は1,124㎡
で、すでに宅地と農機具倉庫が建っておりますが、始末書が提出されて
おります。

申請は転用面積が2筆で1,124㎡、転用目的が農家住宅及び農機
具倉庫であります。北側が山林であり控えなければならない事及び高
台にあるため通路確保が必要な事等から今回の面積に至りました。

東側は市道、西側、北側は山で、南側は針持川が流れており、周囲に
与える影響無いと思われま。

添付書類として、全部事項証明書等が添付されております。

調査の結果この申請については3名の調査意見において、適切である
と判断いたしましたが、委員の皆様方の審議方をよろしくお願いま

て、私の報告を終わります。

議長 13番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
13番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請件数1件については、意見の決定並びに許可及び諮問1件が決定しました。

議案第5号

議長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について 整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
3番委員。

3番委員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号1番について、去る5月15日に申請人代理行政書士のMS氏立会いのもと、4番委員、5番委員、3番委員で現地調査いたしましたので、3番が報告いたします。

申請人OYさんは、伊佐市大口原田にお住まいの79歳で、一の山自治会であります。

譲渡人TKさんは、大阪府大阪市箕輪にお住まいの76歳で、申請人の弟さんであります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的はクヌギの植栽される予定であります。

現地は2筆で、大口原田字、一の山の地目畑、2筆合計面積は278㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

所在地は、忠元の大口自動車学校より北側に約300m位に位置し、東側竹藪、南、西側宅地、北側は道路を挟んで宅地となっており周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、平面図、事業計画書、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひし。まして私の報告を終わります。

議 長

3番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

3番委員の調査報告のとおり、意見並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。

6番委員。

6 番 委 員

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号2番について、去る5月15日に、申請人TTさん立会のもと、7番委員、8番委員、私6番委員の3人で、共同調査いたしましたので、6番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口篠原140番地1にお住まいTTさん年齢32歳、自治会は千束松であります。

譲渡人は、伊佐市大口篠原にお住まいTFさん、年齢61歳、自治会は千束松であります。

二人の関係は親子であります。

本申請は所有権移転贈与で、転用目的は資材置き場であります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

申請地の所在地は、伊佐市大口里字羽祢田島、地目は田、面積341

m²で、現況は転作田であります。

申請地の所在地は、A保育園、高校西団地の手前に100m位に位置しており南側は道路、東側は宅地、西、北側は水田であり、周囲に与える影響はないものと思われま。

添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、事業計画書、資金証明書、位置図、字図、被害防除計画書等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。

議 長 6番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
6番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。
10番委員。

10番委員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号3番につきまして、私10番が報告いたします。

調査年月日は、5月15日、11番委員と私10番委員の2名調査をいたしました。

渡人、KFさん自治会は築地中、年齢77歳、KDさん自治会は築地中、年齢46歳の親子であります。

受人、伊佐市菱刈川北、TYさん自治会は築地中、年齢71歳でございます。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈市川北字立添、地目は田、地積は363m²と川北字立添、地目は田、地積は127m²であります。

所在地は、菱刈中学校の東、築地交差点より東の方に約200mの所で今所有の資材置き場の隣であります。

転用目的は資材置き場であり、今回は所有権移転売買で申請がだされております。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

現況は、良く管理された田んぼであります。

周囲の状況は、東側は自分の資材置き場、西側は田、南側は川内川の堤防、北側は県道であります。

添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、事業計画書、資金証明書、位置図、字図、被害防除計画書等が提出されております。

調査の結果この申請について2名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議 長

10番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

10番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号3番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。

16番委員。

16番委員

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号4番につきまして、去る5月15日、15番委員、16番委員、17番委員、OZ氏の代理人、事務長のO氏、行政書士のT氏立会のもと調査を行いましたので、16番が報告いたします。

譲受人OZ氏は、伊佐市大口里に居住され、自治会は上ノ馬場で、年齢は54歳あります。

譲渡人IHは、伊佐市大口宮人に居住され、自治会は宮人で、年齢は57歳あります。

本申請は、所有権移転贈与で、転用目的は駐車場としての利用となっておりますが、平成3年6月頃に父のOI氏が駐車場として買い受け、

駐車場として利用してきたが、今回所有者より指摘があり所有権移転をしてない事に気づき今回申請するものです。

始末書も添付されておりました。

申請地の所在地は、伊佐市大口宮人字長迫で、地目は畑、地積は861㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。

申請地の所在地は、北薩病院から西へ1キロ位に位置し、南側は畑、東側は道路、北側は畑、西側は山林となっており、周囲に与える影響は無いものと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、始末書、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請については3名の調査委員において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終ります。

議 長

16番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
16番委員の調査報告のとおり、意見並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号4番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号5番について、担当委員の報告を求めます。
18番委員。

18番委員

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号5番について、去る5月15日、申請人の代理人である行政書士のTRさん立会のもと、19番委員、20番委員、私18番で共同調査いたしましたので、18番が報告いたします。

受人は、伊佐市大口牛尾にお住まいのKSさん自治会は郡山で、年齢は30歳であります。

譲渡人は、伊佐市大口牛尾にお住まいのHFさん、自治会は鉱業所

で、年齢は76歳であります。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は一般住宅であります。

申請地は、伊佐市大口小木原字熊ヶ迫633-5、地目は畑、地籍は505㎡であります。

農地区分は、第1種農地集団性のある農地となっております。

申請地の所在地は、牛尾の大口電子の方に入りまして途中から十曾に行く道路があります、その道路沿いに位置しています。

人家がまばらにある所でありまして、南側は道路を挟んで畑、東側は畑、北側は住宅であります、申請人の義理のお父さんがお住まいで、周囲の状況から周囲に与える影響はないものと思われま。

添付書類として、土地の全部事項証明書、字図等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして報告を終わります。

議 長

18番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

18番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号5番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号6番について、担当委員の報告を求めます。

19番委員。

19番委員

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号6番について、去る5月15日、申請人の代理人である行政書士のTRさん立会のもと、18番委員、20番委員、私19番の3人で共同調査いたしましたので、私19番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口小木原にお住まいのHMさん他1名で、自治会

は小木原であります。

譲渡人は、伊佐市大口牛尾にお住まいのHFさん、自治会は鉱業所であります。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は住宅新築で奥の畑への出入り口が無い為、通路として利用するとゆう事であります。

申請地は、伊佐市大口小木原字熊ヶ迫、地目は畑、地籍は147㎡であります。

農地区分は、第1種農地集団性のある農地となっております。

申請地の所在地は、HM氏住宅の隣で、西側、北側、東側ともに畑南側は市道であり、周囲の状況から周囲に与える影響はないものと思われまます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、事業計画書、位置図、字図、被害防除計画書、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしませて報告を終わります。

議 長

19番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

19番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号6番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号7番について、担当委員の報告を求めます。

20番委員。

20番委員

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号7番について、去る15日、行政書士のTRさん立会のもと、18番委員、19番委員、私20番の3人で調査いたしましたので、20番が報告いたします。

申請人で受人は、HMさんで、伊佐市大口小木原にお住まいで、自治会は小木原であります。

渡人は、HZさん、伊佐市大口牛尾にお住まいの、自治会は鉱業所です。

本申請は、所有権移転売買で取得するものであります。

12、3年前新築した所で、今回隣接地に義理の息子さんが家を新築するため測量したところ自宅の堺が間違っている事が分かり申請する物であります。

その間違った場所は、HFさんの土地に入りこんでいた為、宅地に転用する物であります。

申請地は、伊佐市大口小木原字熊ヶ迫、地目は畑、地籍は42㎡であります。

農地区分は、第1種農地集団性のある農地となっております。

申請地の所在地は、HM氏住宅の裏で、南側、北側、東側ともに畑で、周囲の状況から周囲に与える影響はないものと思われま

す。添付書類として、土地の全部事項証明書、始末書、事業計画書、位置図、字図、被害防除計画書、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願

議長

20番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。
20番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長

全員挙手。
よって整理番号7番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議長

整理番号8番について、担当委員の報告を求めます。
2番委員。

2番委員

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号8番について、調査いたしましたので、2番が報告いたします。

去る5月15日に1番委員、21番委員、私2番委員で共同調査いた

しました。

立会人として、申請人の有限会社WS代表取締役WM氏が立会っています。

譲受人は、伊佐市大口里の有限会WDで有ります。

譲渡人は、伊佐市大口里にお住まいのWMさん、年齢は54歳で、自治会は上新町であります。

本申請は、貸借設定で、転用目的は太陽光発電施設であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口大田字原ノ巣、地目は畑、地積は2,773㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

申請地の所在地は、郡山八幡神社から東に300mに位置しています。北側は道路、西側は道路、南側は住宅、北側は住宅であり隣接地に影響は与えないと思われま。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は336枚、パネル設置容量は49.69kwを予定しているそうです。

申請地の一部が農地に面していますが、自己所有の農地である為問題ないと思われま。

添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、汚排水処理確約書、被害防除計画書、平面図、残高証明書、会社の定款、委任状、土地使用賃借契約書等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして報告を終ります。

議 長

2番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

2番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号8番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号9番について、担当委員の報告を求めます。

4番委員。

4 番 委 員

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号9番について、去る5月15日に申請人の代理人司法行政書士のOさんの立会いのもと、3番委員、5番委員、私4番委員の3人で共同調査いたしましたので、4番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口里にお住まいのSMさんであります。

譲渡人は、大口上町にお住まいのTSさんであります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は一般住宅の建設となっております。

申請地の所在地は、伊佐市大口里字羽祢田島、地目は田、地積は310㎡であります。

申請地の所在地は、高校西団地の西側約500mの位置しており、周囲に与える影響は無いと思われま。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

汚水、排水処理は、合併処理浄化層を設置するとの事です。

添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、資金証明書、位置図、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、土地改良区の意見書等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして報告を終わります。

議 長

4番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

4番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号9番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請9件のうち許可及び諮問9件が決定しました。

議案第6号

議長

議案第6号 非農地証明願について、提案します。
整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
12番委員。

12番委員

議案第6号 非農地証明願のうち整理番号1番について、去る5月15日に、12番委員、13番委員、14番委員3名で現地調査をいたしましたので、12番が報告いたします。

申請人KKさんは、伊佐市大口針持に居住され、自治会は田原で、年齢は88歳であります。

申請地は、伊佐市大口曾木字上堅宗と斧とき、地目は畑、合計面積は2,786㎡です。

申請理由、非農地となった時期は、昭和60年頃から耕作していない為山林化したものであります。

申請地の所在地は、針持川田原橋より東へ約200m位で、旧宮之城線跡と交わる所で、上堅宗は、西側は市道、南側、北側、東側は山林であります。

斧ときは、東側は旧宮之城線跡、南側、北側、西側は山林であります。

農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると3名の調査委員とも判断をいたしました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議長

12番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りします。
12番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長

全員挙手、
よって整理番号1番は、非農地証明が決定しました。

議 長

整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
8番委員。

8 番 委 員

議案第6号 非農地証明願のうち整理番号2番について、去る5月15日に、6番委員、7番委員、8番委員3名で現地調査をいたしましたので、8番が報告いたします。

申請人SYさんは、熊本市長嶺に居住されています。

申請地は、伊佐市大口青木字多々良石後、地目は畑、面積は534㎡他3筆と地目は田で青木字東小タツメ岡、面積は96㎡の5筆で合計1,779㎡です。

申請理由は、昭和30年頃熊本県の移住し申請地が放置状態になり、山林及び原野化となってしまいました。

申請地の周囲の状況は、東側と南側は川、西側、北側は山林となっております。

非農地になった時期は昭和30年4月ごろであります。

申請地の現況は全部山林及び原野化しており、農地性は喪失していると思われ、農地への復旧は困難であると3名の調査委員とも判断をいたしました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議 長

8番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。
8番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手、
よって整理番号2番は、非農地証明が決定しました。

議 長

整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。
11番委員。

4 番 委 員

議案第6号 非農地証明願のうち整理番号3番について、去る5月15日に、申請人HMさん立会のもと10番委員、私11番委員2名で現地調査をいたしましたので、11番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口曾木にお住まいのHMさん、自治会は荻原であります。

申請地は、伊佐市大口大田字野尻、地目は田、面積は17㎡他2筆の計3筆で面積合計66㎡です。

非農地となった時期及び理由としまして、昭和54年5月頃国道268号線用地として買収された残地で面積狭小であるため耕作出来ないとの事です。

現地を見ても国道と水路に挟まれた1.5m位の幅しかなくトラクターで耕運出来ないような状況の所でありました。

そのような事で耕作を断念し現在に至っているとの事です。

申請地の位置は、国道268号線沿いの大田の食堂SR北側です。

申請地の周囲の状況は、東側が水路、西側国道268号、南側は雑種地、北側も雑種地となっており、農地性は喪失していると思われ、農地への復旧は困難であると2名の調査委員とも判断をいたしました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして私の報告を終わります。

議 長

4番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

4番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手、

よって整理番号3番は、非農地証明が決定しました。

議 長

議案第6号 非農地証明願は、3件申請のうち、3件の証明許可が決定しました。

議 長 　　その他 事務局お願いします。

事 務 局 　月例報告です。
最後のページになります。
5月分の月例報告です。
15日を中心に現地調査をやって頂きました。
本日20日が、第2回目の農業委員会の総会でございます。
26日が、5月の県の定例常任議員会議が鹿児島市でございます。
6月の行事予定ですが、16日を中心に現地調査をお願いします。
20日が、第3回目の農業委員会の総会になります。
26日が、6月の定例常任議員会議になります。
以上です。

議 長 　　その他、皆様はありませんか
　　　　　　（「なし」という声、多数あり。）

事 務 局 長 　これで、平成26年度第2回農業委員会総会を終わります。
姿勢を正してください。 一同礼。

終了時間 　午前10時30分

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 5 番 委 員

伊佐市農業委員 6 番 委 員
